

令和4年度前橋市新エネルギー・省エネルギー機器設置費助成金交付要項

令和4年4月1日から適用

取扱担当課 前橋市役所環境森林課（2階） 電話 027-898-6292（直通） 027-224-1111（内線3293）
--

本助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	家庭における地球温暖化対策及び新エネルギー・省エネルギーの普及促進を図るため、対象機器を新規に購入し設置した個人に対し費用の一部を助成します。							
内容	助成対象者 この助成金は対象となる機器を設置した次のいずれにも該当する個人に対し、一世帯につきそれぞれ一基を限度に助成金を交付します。 なお、過去に助成金の交付を受けていない機器が対象となります。 (1) 対象となる機器を設置する店舗併用住宅を含む住宅（以下「住宅」という。）に自ら現に居住し、住所をおいている者 (2) 住宅に対象となる機器を設置し住宅で使用している者 (3) 市税を滞納していない者							
	交付の対象となる機器及び対象経費 対象となる機器を令和4年4月1日以降に新規に購入し設置した場合で助成対象経費は、次に挙げる機器の設置費用となります。 （中古品や転売品、増設は対象となりません。） なお、(2)及び(3)については、住宅用太陽光発電システムの設置が必須となります。 助成の対象となる機器の種類 (1) 燃料電池コージェネレーション (2) 定置用リチウムイオン蓄電池 (3) V2H(電気自動車充電設備)							
	交付金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>助成対象機器</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料電池コージェネレーション</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>定置用リチウムイオン蓄電池</td> <td>蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)</td> </tr> <tr> <td>V2H(電気自動車充電設備)</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	助成対象機器	交付金額	燃料電池コージェネレーション	30,000円	定置用リチウムイオン蓄電池	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)	V2H(電気自動車充電設備)
助成対象機器	交付金額							
燃料電池コージェネレーション	30,000円							
定置用リチウムイオン蓄電池	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)							
V2H(電気自動車充電設備)	50,000円							

交付 手 続 等	交付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 助成対象者は助成を受ける機器の機能を良好な状況で保持し使用するとともに、適正な維持管理に努めなければなりません。 2 助成対象者は、助成事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 助成対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び助成金交付決定通知書兼確定通知書に記載の交付条件を遵守しなければなりません。 4 機器の購入又は設置工事の相手方は、前橋市内に本店又は支店等がある事業者に限ります。
	受付期間	<p>対象となる機器を設置後、次の期間までに申請してください。</p> <p>前期：令和4年5月9日（月）～令和4年9月30日（金）（消印有効） 後期：令和4年10月3日（月）～令和5年1月31日（火）（消印有効）</p> <p>ただし、期間中であっても前期、後期それぞれの予算額に達した時点で受付を終了します。</p>
	交付申請の方法	<p>前橋市新エネルギー・省エネルギー機器設置費助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添付し、申請してください。</p> <p>なお、押印は省略することが可能です。</p> <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 機器の購入及び設置に伴う領収書の写し (2) 領収書内訳書（様式第2号） (3) 保証書の写し（型番、製造番号、保証期間、引渡日等、申請者氏名、住所等が明記されているもの） (4) 機器の設置状況がわかるカラー写真 (5) 完納証明：納税証明書（未納税額のない証明） (6) 機器の仕様、規格等が判別できる資料（カタログ等）の写し (7) 太陽光発電システムが設置してあることがわかる書類 （リチウムイオン蓄電池及びV2Hを設置した方のみ） 例：購入電力量のお知らせ、接続契約のご案内など (8) 交付申請チェックリスト
	交付決定、確定の時期等	<ol style="list-style-type: none"> 1 提出された交付申請書兼実績報告書の審査を行い、申請書を受理した日から14日以内に予算の範囲内で交付の可否、金額、条件等を決定及び確定し、次の書類により通知します。 交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号） 不交付決定通知書（様式第4号） 2 紛失等により、交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）の写しの交付を請求する場合は、次の書類により申請してください。 交付決定通知書兼確定通知書（写）交付申請書（様式第6号）

請求の方法、 支払時期等	<ol style="list-style-type: none"> 1 前橋市新エネルギー・省エネルギー機器設置費助成金交付請求書（様式第5号）により請求してください。 2 提出された請求書の内容を確認後、受理した日から30日以内に支払います。
交付決定の取り 消し又は助 成金の返還	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の場合は、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 虚偽記載、その他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 次の場合は、指定された期限までに、助成金を返還しなければなりません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 助成金の交付を受けた後、助成金の交付決定を取り消された場合、取り消しに係る部分の金額。 (2) 交付を受けた助成金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合、超える部分の金額。
申請書等の様 式	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書兼実績報告書（様式第1号） 2 領収書内訳書（様式第2号） 3 交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号） 4 不交付決定通知書（様式第4号） 5 交付請求書（様式第5号） 6 交付決定通知書兼確定通知書（写）交付申請書（様式第6号）